

既存建築物の用途を変更して**飲食店や店舗**を

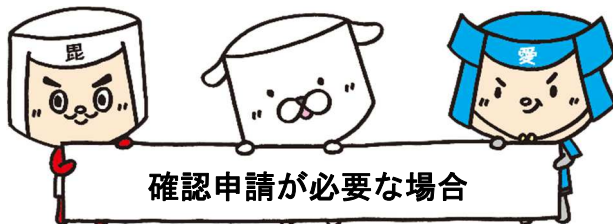
お考えの事業者・工事施工者のみなさまへ

既存建築物の用途を変更して飲食店や店舗などを開業する際には、用途や規模に応じて建築基準法や消防法等の規定に適合させるとともに、建築確認申請が必要となる場合があります。建築基準法については、建築士などの専門家に必ず相談し適法となるようにしましょう。

なお、各法令に適合していない場合は、開業できない又は使用制限の対象となることがあります。



- 住宅から飲食店に用途を変更する場合など不特定多数の方が利用する用途に該当する場合には、建築基準法や消防法の防火避難対策等の規定が住宅よりも多く適用されます。
- 変更後の用途が、飲食店や店舗などの場合は、所有者又は事業者の責任において、工事着手前に建築確認申請(用途変更)が必要となる場合があります。



- 変更後の用途に供する部分の床面積の合計が 200 m²を超えるもの
例：住宅→飲食店、事務所→飲食店、物品販売業を営む店舗→宿泊施設、物品販売業を営む店舗→福祉施設 等
- ※ 建築確認申請が不要な面積の用途変更や改修工事であっても、建築基準法及び関係法令への適合の必要性は変わりありません。



上記に関する問い合わせ先
上越市 都市整備部 建築住宅課 指導係
電話 025-520-5783